

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

三木市長 仲田 一彦

市町村名 (市町村コード)	兵庫県三木市 ( 28215 )	
地域名 (地域内農業集落名)	吉川町 ( 福井 )	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年1月13日、令和6年2月4日 (第 1~2 回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。  
 注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

基幹農業者の年齢は50代後半から70代前半が多く、高齢の農業者の割合も高い(67%)。担い手の確保ができていない中、現状は親族や近隣農業者の協力を得ながら耕作を行っている。今後、地域農業が維持されていくかが課題である。  
 多面的機能支払交付金を活用し、水環境(ため池、水路)の維持を行っている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

山田錦を主要作物としつつ、現在の耕作地の継続的な維持を図る。加えて、山田錦以外の高収益作物の生産の取組の必要性を感じている。  
 現状は専業及び兼業の個人農家が主となっているが、機械代等の高騰により個人経営を行って行くのは難しく、持続可能な体制として集落営農組合の検討を進める。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	15.70 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	15.70 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。  
 保全・管理等のエリアについては、集落内で慎重な議論を重ね、必要な場合に適切に設定する。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
離農、規模縮小が生じた場合、隣接農業者や集落営農組合を中心に集積、集約化を図り、農業委員等と調整し農地バンクを通じて進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
個別で管理できなくなった場合は、農地バンクに貸し付け、段階的に集約化する。その際、農業委員等と調整し、所有者の貸し付け意向時期に配慮する。
(3)基盤整備事業への取組方針
基盤整備事業の未実施農地については、今後、地区内での話し合いを継続し、効率的な農業を行うことができるよう取組を進める。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域のみでなく、周辺地域や関係機関と一緒に取り組んでいく必要がある。集落営農組合の設立を念頭に置き、地域ぐるみで多様な経営体の確保・育成を図っていく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
作業の効率化が期待できる農業サービスは、JA等への委託を進める。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

- ①有害鳥獣対策として、防護設備の点検を継続して実施する。
- ⑦多面的機能支払交付金等の事業を活用し、農地や農道等の保全管理のための取組を進めて行く。
- ⑧集落営農組合の設立等により、農業者が共同利用できる農業用施設や機械の設置も検討する。